大ト協　第５１号
令和８年５月

会　　員　　殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会長代行　　重　　博文

自動点呼機器・ＤＸ導入促進助成制度について
（　ご　案　内　）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼機器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申しあげます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

１．募集期間　　**令和８年４月１日（水）～令和９年２月２６日（金）**

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

２．助 成 額　　**１事業者あたり１台、上限を１００，０００円とする。**
（契約期間中のサービス利用料を含む）

※大阪府下にＧマーク事業所を有する事業者は２台（上限 200,000 円）とする

３．助成対象

全ト協の交付用件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限ります。

①大阪府トラック協会の会員事業者であること。

②助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器（別表）で、**令和８年４月１日以降**に、新たに導入した機器とする。

③導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない**。

④**中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。**

（中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、３億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人）

４．助成申請方法

希望者（事業者）は**点呼支援機器等導入後**に、**「自動点呼機器・DX 導入促進助成事業　助成申請書」**とともに、下記の⑴～⑷の添付書類を添えて申請を行ってください。

⑴取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

⑵契約書またはサービス利用申込書（又はシステム使用申込書）の写し

（表紙のみ、利用規約以降は省略可）

⑶管理ＮＯ（シリアルナンバー）が記載された書類の写し

（⑵に記載されている場合は、不要）

⑷運輸局に提出した「自動点呼の実施に係る届出書」の写し（受理印の押されたもの）

⑸Ｇマーク認定書の写し（２台申請の場合に限る）

５．申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒５３６－００１４　大阪市城東区鴫野西２－１１－２

（一社）大阪府トラック協会　　業務部　宛

お問い合わせ電話番号（０６）６９６５－４０３６